平成３０年（フ）第４３７号
京都市伏見区日野田頬町１番地22　マンションなごみ305号室
債務者　池元壽美子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１６号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来326番地の152丹田台団地２号棟１階33号室、前住所和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬675番地の９
債務者　山本　祥二
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成３０年（フ）第１８号
和歌山県田辺市新庄町2431番地の９　111、前住所和歌山県田辺市中三栖111番地の30
債務者　鳥井　孝師
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成３０年（フ）第１９号
和歌山県田辺市下万呂493番地の１　Ｂ－203、前住所和歌山県田辺市下万呂951番地の３
債務者　下浦　佳子（旧姓鳥井）
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成３０年（フ）第２４号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田1490番地　大前アパート２Ｆ
債務者　村上　省二
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成３０年（フ）第１６８号
鹿児島県鹿児島市宇宿４丁目18番12号　琥珀ハイツ205号
債務者　小路ひろみ
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第６３１号
横浜市青葉区千草台37番地３
債務者　中村　英治
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６６５号
神奈川県鎌倉市台５丁目５番36号　サニーハイツ101
債務者　藤田　愛子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７１９号
横浜市中区長者町１丁目２番地４　茜荘211号室
債務者　吉田　清史
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９９２号
横浜市緑区長津田２丁目22番８号　ハートランド荘203号
債務者　上原雄一こと　金　雄一
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９９４号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地16街区４棟502号
債務者　柳澤　芳則
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０３６号
横浜市鶴見区駒岡３丁目18番35―310号
債務者　佐藤　信義
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０４１号
横浜市都筑区荏田南町670番地
債務者　畑野　敏明
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０４６号
横浜市神奈川区大口仲町169番地14　ラピス妙蓮寺101号
債務者　島田　洋子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７８号
静岡県榛原郡吉田町住吉5436番地の563　ベルルーム94　101、旧住所静岡県島田市金谷東２丁目1031番地の２
債務者　手塚　俊樹
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１７１号
静岡市駿河区西脇738番地の３
債務者　勝山　茂子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部